

平成30年度自動車安全特別会計の運用益の使途等について

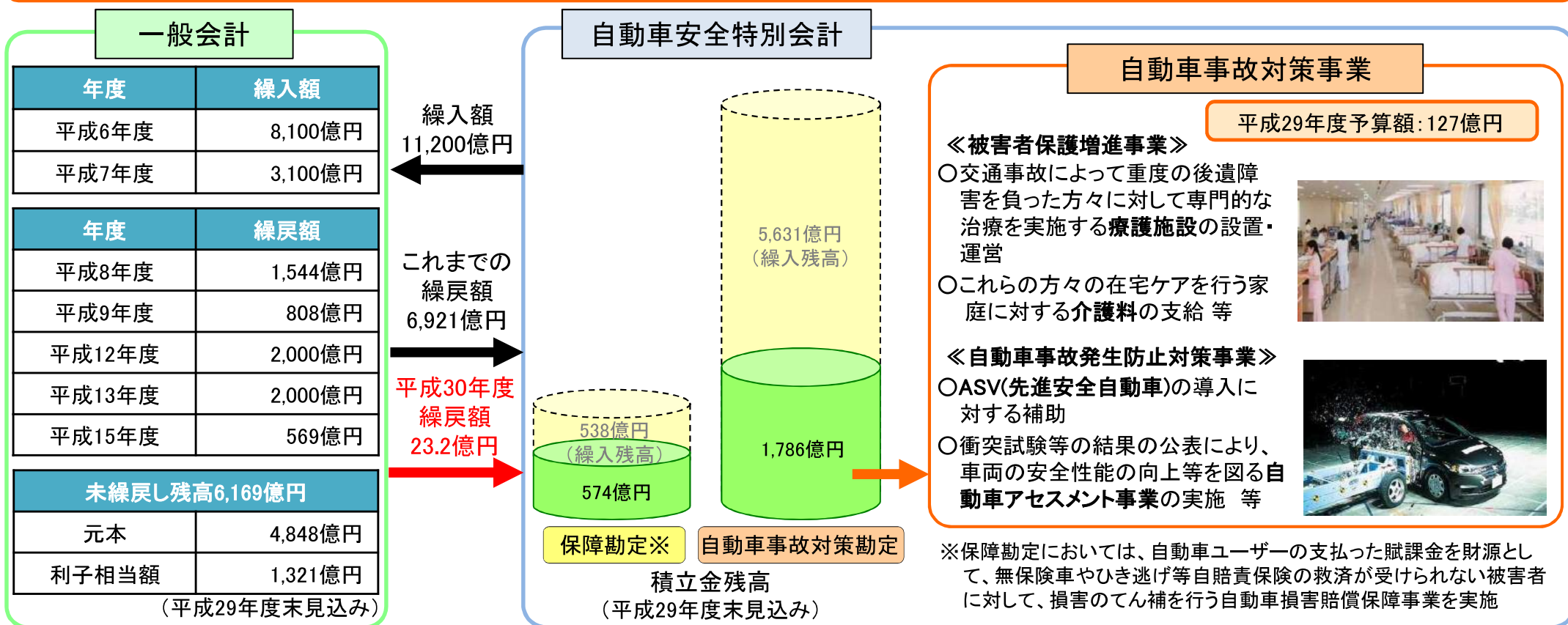
平成30年1月

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 平成6年度及び平成7年度に自動車損害賠償責任再保険特別会計（現・自動車安全特別会計）から一般会計に繰り入れられた繰入金金の残額については、財務大臣と国土交通大臣との間の覚書により、平成30年度までに一般会計から自動車安全特別会計に繰り戻すこととされている。
- このため、折衝においては、自動車安全特別会計における被害者保護増進事業等について所要の充実を行うとともに、これらの充実に必要な金額等を勘案し、平成30年度において一般会計から自動車安全特別会計に繰り戻すことを要求。
- 折衝の結果、被害者保護増進事業等について所要の充実を図るとともに、一般会計から自動車安全特別会計に23.2億円を繰り戻すことについて、財務大臣と合意した。

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 国土交通省では、自動車安全特別会計の積立金を財源として、被害者保護増進事業等を実施。
- 平成6年度及び平成7年度に、自動車損害賠償責任再保険特別会計(現・自動車安全特別会計)から一般会計に繰り入れた約1兆1,200億円について、これまでに6,921億円が繰り戻されたが、平成29年度末において6,169億円が繰り戻されていない。
- 法律や大臣間覚書に基づき、財務省及び国土交通省が毎年の繰戻しについて協議。現覚書で定められている期限は平成30年度。



- 平成30年度予算において、一般会計から自動車安全特別会計に23.2億円の繰戻しを実施。
- 平成30年度予算において、被害者保護増進事業等を充実(療護施設や短期入所協力施設等の拡充、介護者なき後を見すえた自動車事故被害者の生活支援の充実等)(平成29年度126.6億円→平成30年度137.1億円)。
- 大臣間覚書を更新し、返済期間を従来の7年から4年に短縮するとともに、「被害者等のニーズに応じて、被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意」等の文言を新たに追加。

平成 29 年 12 月 18 日付け
財務大臣・国土交通大臣間覚書本文

1. 平成 6 年度及び平成 7 年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金については、平成 30 年度において、2,320,307 千円を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。
2. 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成 6 年 2 月 10 日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第 238 号、自保第 38 号）記 2 の「平成 24 年度から平成 30 年度」を「平成 31 年度から平成 34 年度」に改めることとする。
3. 毎年度の具体的な繰戻額については、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、平成 34 年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。

【参考】

平成 22 年 12 月 22 日付け
財務大臣・国土交通大臣間覚書本文

1. 平成 6 年度及び平成 7 年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、平成 6 年 2 月 10 日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第 238 号、自保第 38 号）記 2 の「平成 17 年度から平成 23 年度」を「平成 24 年度から平成 30 年度」に改めることとする。
2. 毎年度の具体的な繰戻額については、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、同事業の実施に支障が生じないよう、平成 30 年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。

自動車安全特別会計運用益活用事業について

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

自動車事故に対する保障の基本は、
保険金による金銭賠償。
しかし、被害の中には保険金では救済できない被害も存在。

自動車事故による被害の発生といった負の側面への対応として、被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業(運用益事業)を実施することが法律に定められている(自賠法附則第4項及び第5項)。

<運用益事業>

- 保険金では救済できない被害の救済
 - ・医療制度の限界を補完
 - ・各種の被害者救済に係る社会活動を支援
- 事故削減による保険収支の改善

被害者の救済

重度後遺障害被害者への支援

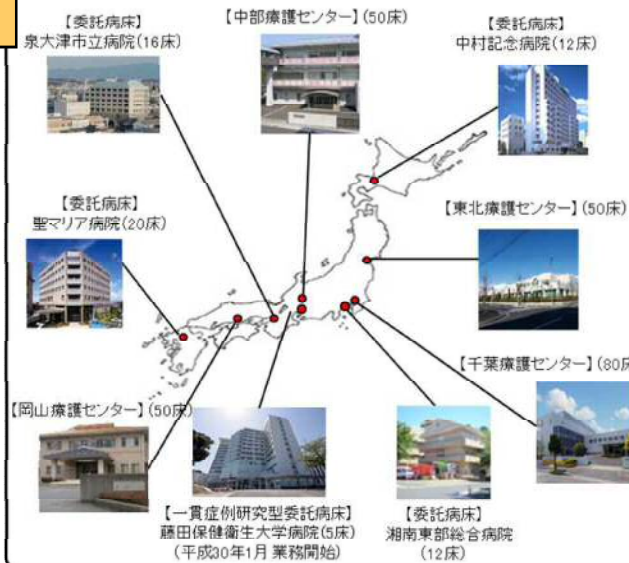
- 療護施設の設置・運営・・・他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



- 介護料の支給・・・在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給



- 短期入院・入所協力事業の実施・・・在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるシステムを整備
 <病院・施設の指定状況(平成28年度末現在)>
 - ・短期入院協力病院：166箇所
 - ・短期入所協力施設：71箇所
- 訪問支援の実施・・・在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援



自動車事故の防止

- 自動車アセスメント・・・実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



- ASV(先進安全自動車)の普及
- 自動車運送事業者による運行管理の高度化、社内安全教育
- プロドライバー等に対する運転技術向上に係る教育等



自動車安全特別会計運用益活用事業の実績について（平成28年度）

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 被害者保護増進対策

○療護施設機能の一般病院への委託（関東西部）

… 地域的偏在を解消して遷延性意識障害者に対する公平な治療機会を確保し、効果的な治療・看護を提供するため、(独)自動車事故対策機構が設置・運営する既存の療護施設に加え、新たに、医療法人社団康心会湘南東部総合病院に、療護施設の機能を有する委託病床を設置し、平成28年5月に業務開始。



【医療法人社団 康心会 湘南東部総合病院】

○在宅介護移行への支援に係るリハビリ機器の導入

… (独)自動車事故対策機構が設置・運営する療護センターにおいて、退院後にスムーズに在宅介護へ移行することができるように入院患者を支援するため、日常生活動作のトレーニングを効果的に行うための機器（訓練用の浴室、洗面台、トイレ、階段及び介護用のリフト、ベッド、シャワーキャリー等）を導入し、入院患者に対して適切なリハビリテーションを実施。



【開放型浴室セット】

【洗面ユニット】

○訪問支援業務の充実・強化

… (独)自動車事故対策機構の職員が介護料受給者の家庭を訪問して、相談対応や様々な支援情報の提供を行う訪問支援業務について、データベースの一元管理等によるデータの整理分析・共有を通じて、受給者のニーズ等の把握・分析を行い、受給者の居住地域における医療機関等の福祉サービス等に関する様々な支援情報の効率的な提供を図るなど、より効果的な訪問支援業務を推進。また、その実施割合についても平成27年度よりさらに向上させており、平成28年度は介護料受給者のうち66.3%に対して実施するなど、訪問支援業務を充実・強化。

(参考)平成28年度訪問支援実績: 66.3% (対平成27年度末受給者数4,648人)

平成27年度訪問支援実績: 60.6% (対平成26年度末受給者数4,588人)



【NASVA職員による訪問支援の様子】

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】平成28年度決算: 6,900百万円の内数

2. 自動車事故発生防止対策

○自動車アセスメント事業の充実

… 自動車ユーザーが安全な車選びをやすくするとともに、自動車メーカーがより安全な自動車を開発するよう促進すること等を目的として、自動車等の安全性能の評価・公表を行う自動車アセスメント事業を実施。平成26年度より開始した予防安全性能評価については、平成28年度より、近年増加傾向にある高齢者等の歩行中の死亡事故の削減のため、「衝突被害軽減ブレーキ(昼間[対歩行者])」を追加する等、試験項目を拡充。



【対車両被害軽減ブレーキの試験】



【対歩行者被害軽減ブレーキの試験】

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】平成28年度決算: 6,900百万円の内数

自動車安全特別会計運用益活用事業の取組状況について（平成29年度）

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

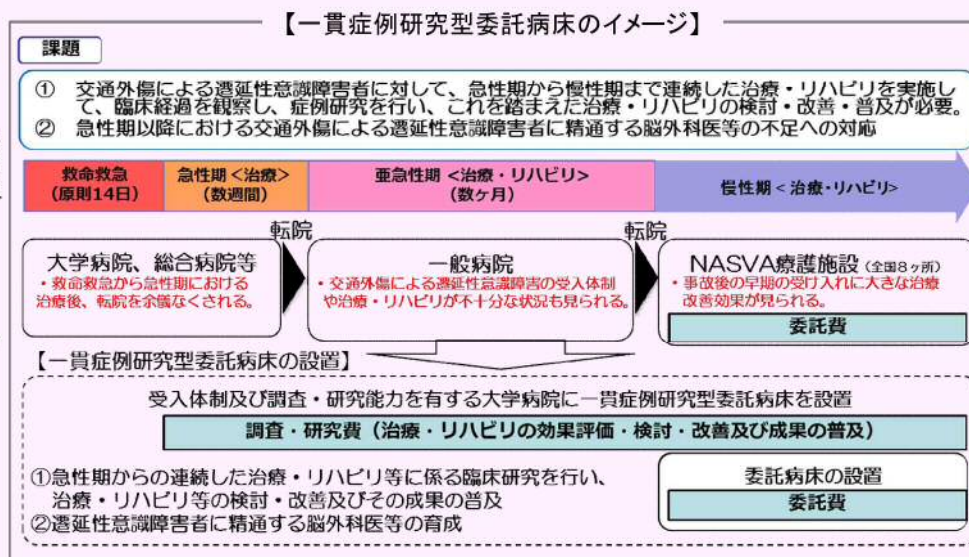
1. 被害者保護増進対策

○一貫症例研究型委託病床の設置・運営

… 事故直後の早期に療護施設に患者を受け入れて治療・リハビリを行うことで、大きな治療改善効果が見られることから、(独)自動車事故対策機構が、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」を藤田保健衛生大学病院に設置し、平成30年1月より業務開始。具体的には、

- ①臨床研究を通じて、急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリ方法等の検討・改善を行うとともに、ガイドライン等を策定しその成果の普及を図る
- ②研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等を育成することを実施予定。

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】平成29年度予算：6,843百万円の内数



2. 自動車事故発生防止対策

○先進安全自動車(ASV)に対する支援の拡充等

… 政府目標(第10次交通安全基本計画)の達成に向け、自動車運送事業者に対し、先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援を行うとともに、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進。特に貸切バスに対するASVの導入支援については、軽井沢スキーバス事故の発生を受けた対策を踏まえ、支援対象を中小事業者以外にも拡充し、一層の普及促進を図る。

【自動車事故対策費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業)】平成29年度予算：1,140百万円の内数

○自動車アセスメント事業の充実

… 平成26年度より開始した予防安全性能評価については、平成29年度より、衝突被害軽減ブレーキ(夜間[対歩行者])の調査研究を行うとともに、車線逸脱抑制装置の評価を実施する等、一層充実した取組を推進。

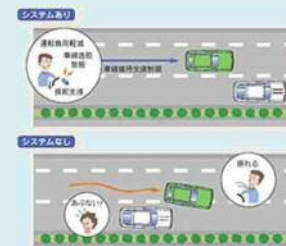
【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】平成29年度予算：6,843百万円の内数

交通事故による死者数の推移

H25	H26	H27	H28
4,373	4,113	4,117	3,904

<第10次交通安全基本計画(平成28年度～平成32年度)>

【目標】平成32年までに2500人以下



自動車安全特別会計運用益活用事業等について(平成30年度予算案)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

主な事業概要

合計額：137.1億円

被害者保護

○地方を中心とした小規模な療護施設機能委託病床の展開

…遷延性意識障害者に対する公平な治療機会を確保し、効果的な治療・看護を提供するため、需要が見込まれる療護施設の空白地域に(独)自動車事故対策機構が運営する療護施設の機能を有する小規模な委託病床を設置する。

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】
平成30年度予算額(案)：7,180百万円の内数

被害者保護

○自動車事故被害者への再生医療の実現に向けた取組

…事故被害者が再生医療による治療を受けるために必要となる支援策を検討するために調査を行う。また、脳損傷患者に対する再生医療について、骨髄幹細胞を活用した再生医療の研究を進める札幌医大等と(独)自動車事故対策機構とが連携して共同研究を行う。

【自動車事故対策事務取扱費庁費】 平成30年度予算額(案)：6百万円
【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】
平成30年度予算額(案)：7,180百万円の内数

被害者保護

○介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実

…在宅重度後遺障害者の生活支援については、その専門知識を有する人材等を備えた事業所が少なく、介護者が亡くなって介護をする人がなくなった場合(いわゆる「介護者なき後」)等に、これらの障害者の受入れ先が十分確保されているとはいえない状況。そこで、これらの障害者が地域のグループホーム等障害者支援事業所での支援を受け生活することができるよう、受入事業所による設備導入や介護人材確保に係る経費を補助する。

【自動車事故対策費補助金(自動車事故医療体制整備事業)】
平成30年度予算額(案)：149百万円

事故防止

○自動車アセスメント事業の充実

…自動車等の安全性能の評価・公表を行う自動車アセスメント事業について、平成30年度は事故削減効果の高い「衝突被害軽減ブレーキ(夜間[対歩行者])」を始め、高齢運転者対策に資する「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」、事故後の救助・救急機関との連携を目的とした「事故自動通報システム」の評価を追加するとともに、衝突安全性能評価においては高齢者に対応するよう評価方法を変更する等、一層充実した取組を推進する。

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】
平成30年度予算額(案)：7,180百万円の内数

【自動車事故対策業務予算の推移】

(単位:百万円)

平成28年度	平成29年度 (a)	平成30年度 (案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
13,214	12,657	13,712	1,055	8.3

自動車安全特別会計運用益活用事業(総括表)

(単位:千円)

	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
1. 被害者保護増進対策						
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金	6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	-
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構 施設整備費補助金	475,796	465,402	75,966	137,800	61,834	81.4
(3) 自動車事故対策費補助金	4,416,538	3,951,542	4,216,259	4,361,747	145,488	3.5
(4) 自動車事故対策委託費	0	0	0	50,000	50,000	-
2. 自動車事故発生防止対策						
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金	6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	-
(2) 自動車事故対策費補助金	1,224,391	1,134,852	1,160,420	946,916	△ 213,504	△ 18.4
(3) 自動車事故対策委託費	59,609	58,990	59,013	66,557	7,544	12.8

※ 単位未満は四捨五入。

自動車安全特別会計運用益活用事業

国土交通省

1. 被害者保護増進対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度(案))	【 】内は補助対象事業者	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】		6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	
○療護施設の設置・運営 ・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設を設置・運営する。							
○訪問支援 ・介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者やそのご家族の方からの介護に関する相談や各種情報の提供等を実施する。		6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	-
○交通遺児等貸付 ・交通遺児等に対する生活資金の貸付け等を行う。							
○自動車アセスメント ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。							
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金【独立行政法人自動車事故対策機構】		475,796	465,402	75,966	137,800	61,834	81.4
・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する(千葉療護センター サイクロトン薬剤合成装置更新、各療護センター 高額医療関係機器更新を予定)。							
(3) 独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料等の支給等【自動車事故対策費補助金】【独立行政法人自動車事故対策機構】		3,359,154	3,122,381	3,324,041	3,294,813	△ 29,228	
○介護料支給 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。		3,240,247	3,052,444	3,205,134	3,175,906	△ 29,228	
○短期入院・入所費助成 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院・入所費を助成する。		112,275	69,937	112,275	112,275	0	
○回収不能債権補填金 ・交通遺児等に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。		6,632	0	6,632	6,632	0	△ 0.9

(4)自動車事故医療体制整備事業 [自動車事故対策費補助金]	316,000	245,855	302,050	475,200	173,150	
○救急医療機器整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。【医療機関】	110,000	101,911	110,000	110,000	0	57.3
○短期入院・入所協力事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入体制の整備及び強化に要する経費の一部を補助する。【医療機関、障害者施設】	206,000	143,944	192,050	216,300	24,250	
○在宅生活支援環境整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の介護者が亡くなって介護をする人がなくなった場合(いわゆる「介護者なき後」)等に地域のグループホーム等障害者支援事業所での支援を受け生活することができるよう、受入事業所に対する設備導入や介護人材確保に要する経費の一部を補助する。【障害者施設】	0	0	0	148,900	148,900	
(5)自動車事故相談及び示談あっ旋事業 [自動車事故対策費補助金]						
・自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する(事故相談事業、示談あっ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業、高次脳機能障害相談事業)。【(公財)日弁連交通事故相談センター】	570,000	570,000	570,000	570,000	0	0.0
(6)交通遺児育成給付金支給事業 [自動車事故対策費補助金]						
・交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。【(公財)交通遺児等育成基金】	20,184	13,306	20,168	21,734	1,566	7.8
(7)自動車事故救急法普及事業 [自動車事故対策費補助金]						
・自動車事故現場において、負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う救急法講習事業に要する経費の一部を補助する。【自動車事故救急法普及事業を行う者】	1,200	0	0	0	0	-
(8)「紛争処理機関」が行う紛争処理業務 [自動車事故対策費補助金]						
・自賠償の保険金等の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる自賠法の指定紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。【自賠法の指定紛争処理機関】	150,000	0	0	0	0	-
(9)自動車事故被害者の保護の増進に向けた公共交通の利便性向上の促進に関する調査事業 [自動車事故対策委託費]						
・自動車事故被害者の公共交通による移動利便性の向上を図るため、被害者の移動実態や被害者が利用しやすい福祉輸送サービス等に関する調査を外部委託する。【当該事業を受託する者】	0	0	0	50,000	50,000	-

2. 自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

事業の内容(平成30年度(案))	【 】内は補助等対象事業者	平成28年度 予算額	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額 (a)	平成30年度 予算額(案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】		6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	
○指導講習、適性診断 ・運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。		6,899,870 の内数	6,899,870 の内数	6,843,239 の内数	7,179,739 の内数	-	-
○自動車アセスメント ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。〈再掲〉							
(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業【自動車事故対策補助金】		1,202,391	1,125,049	1,140,420	946,916	△ 193,504	△ 17.0
○事故防止対策支援推進事業 ・自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、ASV、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの普及、社内安全教育及び過労運転防止のための先進的な取り組みの促進といった自動車運送事業の安全に資する施策に必要な経費の一部を補助する。【自動車運送事業者等】							
(3) 安全運転推進事業【自動車事故対策補助金】		22,000	9,804	20,000	0	△ 20,000	△ 100.0
○安全運転推進事業 ・自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の実施等(開催・受講)に要する経費の一部を補助する。【安全運転推進事業を行う者】							
(4) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化事業【自動車事故対策委託費】		59,609	58,990	59,013	66,557	7,544	12.8
事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故の背景にある組織的・構造的問題の解明などを図るなど、高度かつ、複合的な事故要因の調査・分析の一層の充実とこれに基づく有効な再発防止策の提言の強化を図るため、事業用自動車事故調査委員会に係る業務(重大事故の調査や提言など)を外委託する。【当該事業を受託する者】							

平成28年度自動車安全特別会計運用益活用事業の内容

1. 被害者保護増進対策

補助等対象事業【補助等対象事業者】 ＜実績額（予算額）＞	補助等対象事業の内容（概要）	備 考
<p>（1）独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜6,899,870千円の内数（6,899,870千円の内数）＞</p>	<p>★ 運営費交付金を交付し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、被害者保護の増進を図る。</p> <p>○ 介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者やそのご家族の方からの介護に関する相談や各種情報の提供等を行う訪問支援を、前年度末介護料受給者4,648人のうち3,083人（66.3%、対前年度比5.7%増）に対して実施。データベースの一元管理等によるデータの整理分析・共有を通じて、受給者のニーズ等の把握・分析を行い、医療機関等の福祉サービス等の効率的な情報提供を図るなど、より効果的な訪問支援業務を推進。</p> <p>○ 千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターをそれぞれ民間法人に委託して運営。また、北海道地区、近畿地区及び九州地区に加えて新たに関東西部地区において一般病院に療護施設機能の委託を行い運営。</p> <p>○ 退院後にスムーズに在宅介護へ移行することができるように、日常生活動作のトレーニングを効果的に行うための機器を導入。</p> <p>○ 交通遺児等貸付を166人に対して行うとともに、交通遺児等の支援に関する一般向け周知活動として、交通遺児等による書道コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示。被害者家族の精神的支援のため、「友の会だより」を発行するとともに、「友の会の集い」等（参加者762人）を実施。</p> <p>○ 自動車アセスメントにおいて、11車種の自動車に対する衝突安全性能評価、22車種に対する予防安全性能評価及び7機種の子チャイルドシートに対する評価試験を実施し、その結果を情報提供。</p>	<p>○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。</p> <p>○ 業務実績報告書を受領。</p>
<p>（2）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜465,402千円（475,796千円）＞</p>	<p>★ 施設整備費を補助し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、被害者保護の増進を図る。</p> <p>○ 千葉療護センターにおいて陽電子放出断層撮影装置（PET-CT）及び超音波診断装置の更新、東北療護センターにおいて低温プラズマ滅菌装置の更新、岡山療護センターにおいて免疫発光測定装置の更新、中部療護センターにおいてFDG合成装置の更新を実施。</p>	<p>○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。</p> <p>○ 業務実績報告書を受領。</p>
<p>（3）独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料等の支給等【自動車事故対策費補助金】 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜3,122,381千円（3,359,154千円）＞</p>	<p>★ 介護料等を補助し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、被害者保護の増進を図る。</p> <p>○ 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料を4,776人（前年度比±0.0%）に支給するとともに、介護相談及び「ほほえみ」による情報提供を実施。</p> <p>○ 自動車事故による重度後遺障害者の短期入院・入所費を1,265人（前年度比7.0%増）に助成。</p>	<p>○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。</p> <p>○ 業務実績報告書を受領。</p>
<p>（4）自動車事故医療体制整備事業【自動車事故対策費補助金】 【医療機関等】 ＜245,855千円（316,000千円）＞</p>	<p>★ 自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>救急医療機関数 8病院</p> <p>○ 厚木市立病院（神奈川）、呉共済病院（広島）、厚生連高岡病院（富山）、静岡市立清水病院（静岡）、長崎記念病院（長崎）、長野市民病院（長野）、富士見高原病院（長野）、山口病院（愛知）に対して実施。</p> <p>○ 補助対象医療機器の内容はMRI、CT等。</p> <p>★ 自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院・入所を受け入れる病院・施設に対する受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 補助を行った短期入院医療機関等数は51ヶ所。補助対象経費の内容は昇降式介護浴槽、シャワーストレッチャー、医用テレメーターなどの医療器具の導入経費、療護センターにおける研修参加経費等。</p>	<p>○ 各補助事業者から実績報告書を受領。</p> <p>○ 国土交通省において立入検査を実施。</p>

補助等対象事業【補助等対象事業者】 ＜実績額（予算額）＞	補助等対象事業の内容（概要）	備 考
<p>（５）自動車事故相談及び示談あつ旋事業【自動車事故対策費補助金】 【（公財）日弁連交通事故相談センター】 ＜570,000千円（570,000千円）＞</p>	<p>★ 自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故相談件数42,000件、前年度比6.0%減。 ○ 示談あつ旋件数1,547件、前年度比6.8%減。示談あつ旋成立率84.0%。 ○ 電話相談件数1,362件、前年度比6.6%減。 ○ 高次脳機能障害相談件数59件、前年度比23.4%減。 ○ 相談員等研修事業受講者数918名。 	<p>○ 補助事業者から実績報告書を受領。</p>
<p>（６）交通遺児育成給付金支給事業【自動車事故対策費補助金】 【（公財）交通遺児等育成基金】 ＜13,306千円（20,184千円）＞</p>	<p>★ 交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通遺児の新規加入者数は43名。（28年度末現在の加入者総数は727名） 	<p>○ 補助事業者から実績報告書を受領。</p>
<p>（７）自動車事故救急法普及事業【自動車事故対策費補助金】 【自動車事故救急法普及事業を行う者】 ＜0千円（1,200千円）＞</p>	<p>★ 自動車事故現場において、負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う救急法講習事業に要する経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助実績なし。 	<p>○ 補助実績なし（実績報告書も受領なし）</p>
<p>（８）「紛争処理機関」が行う紛争処理業務【自動車事故対策費補助金】 【自賠法の指定紛争処理機関】 ＜0千円（150,000千円）＞</p>	<p>★ 自賠責の保険金等の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる自賠法の指定紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構の平成26年度決算において収支差額が約2億円程度発生しており、平成27年度及び平成28年度においても一定程度の収支差額が発生し準備金資産の累積が見込まれるため、同機構は平成28年度の交付申請の取りやめを行った。 <p style="margin-left: 20px;">〔 紛争処理の申請件数1,129件、前年度比3.2%増（内訳：有無責等140件、後遺障害989件） 紛争処理の審査件数940件、前年度比3%増（内訳：有無責等102件、後遺障害866件） 〕</p>	<p>○ 補助実績なし（実績報告書も受領なし）</p>

※ 千円未満は四捨五入による。

2. 自動車事故発生防止対策

補助等対象事業【補助等対象事業者】 ＜実績額（予算額）＞	補助等対象事業の内容（概要）	備 考
（1）独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜6,899,870千円の内数（6,899,870千円の内数）＞	★ 運営費交付金を交付し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、自動車事故の防止を図る。 ○ 運行管理者等の指導講習を実施し、130,002人（前年度比0.2%減）が受講。 ○ 運転者の適性診断を実施し、460,105人（前年度比0.2%減）が受診。 ○ 自動車アセスメントにおいて、11車種の自動車に対する衝突安全性評価、22車種に対する予防安全性評価及び7機種のチャイルドシートに対する評価試験を実施し、その結果を情報提供。【再掲】 ○ 予防安全性評価について、衝突被害軽減ブレーキ[対車両]、車線はみ出し警報及び後方視界情報の試験に加え、衝突被害軽減ブレーキ(昼間[対歩行者])を開始。	○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。 ○ 業務実績報告書を受領。
（2）自動車運送事業の安全総合対策事業【自動車事故対策補助金】 【自動車運送事業者等】 ＜1,125,049千円（1,202,391千円）＞	★ 自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、ASV、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの普及、社内安全教育及び過労運転防止のための先進的な取組の促進といった自動車運送事業の安全に資する施策に必要な経費の一部を補助する。 ○ 事故防止対策支援推進事業 ＜先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援＞ 事業用自動車の衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置等の導入に対する補助。 (2,337事業者へ事業費の1/2を補助) ＜運行管理の高度化に対する支援＞ 自動車運送事業者の運行管理の高度化に係る機器(デジタコ、ドラレコ等)の導入に対する補助。 (1,232事業者へ事業費の1/3を補助) ＜過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援＞ 自動車運送事業者の過労運転防止に資する機器(IT点呼機器等)の導入に対する補助。 (431事業者へ事業費の1/2を補助) ＜社内安全教育の実施に対する支援＞ 自動車運送事業者の社内安全教育の実施に対する補助。 (21事業者へ事業費の1/3を補助) 自動車運送事業者の運行指示書作成等を行うシステムの導入に対する補助。 (1事業者へ事業費の1/2を補助)	○ 各補助事業者から実績報告書を受領。
（3）安全運転推進事業【自動車事故対策費補助金】 【安全運転推進事業を行う者】 ＜9,804千円（22,000千円）＞	★ 自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の実施等(開催・受講)に要する経費の一部を補助する。 ○ シニアドライバーが第一当事者となる自動車事故が増加していることを踏まえたシニア層を対象とした講習等の開催(受講者479名)。 ○ 国際規格ISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)等の一定の基準を満たす場合に認証される資格の取得の一環として行う取組(講習等の受講)(5事業者)。	○ 各補助事業者から実績報告書を受領。 ○ 国土交通省において立入検査を実施。
（4）事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化事業【自動車事故対策委託費】 【当該事業を受託する者】 ＜58,990千円（59,609千円）＞	★ 事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故の背景にある組織的・構造的問題の解明などを図るなど、高度かつ、複合的な事故要因の調査・分析の一層の充実とこれに基づく有効な再発防止策の提言の強化を図るため、事業用自動車事故調査委員会に係る業務(重大事故の調査や提言など)を外部委託する。	○ 受託事業者から報告書を受領。

※千円未満は四捨五入による。